

「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」業務委託仕様書(案)

1 事業目的

「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業（以下、「本事業」という。）」では、玉川村（以下、「村」という。）への移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大を実現するため、「たまかわくらし（※1）」の魅力を広くPRするための戦略的な情報発信や地域の受け入れ体制を整備することを目的とする。

本事業は、移住希望者等がそれぞれの状況に合わせた暮らし方や働き方ができるよう、相談対応や体験機会の創出、コミュニティ参画への橋渡し等の役割を担うトータルサポート窓口である「たまかわくらしサポートセンター（以下、「センター」という。）（※2）」を中心に実施する。

※1 たまかわくらし：一人ひとりが、自分らしい暮らしを福島県玉川村で実現すること。また、その暮らしぶり。

※2 たまかわくらしサポートセンター：移住・定住の促進、関係人口拡大のためのトータルサポート窓口。

2 背景

村では、近年の核家族化や共働きの増加、デジタル技術の急速な普及等による社会情勢の急激な変化に伴い、地域やコミュニティ、家族、仕事等への考え方や関わり方といった価値観の多様化が加速している時代の流れを捉え、既存の地域やコミュニティのあり方や行政と住民・地域外の人との関わり方にとらわれず、それぞれが自身の価値観に合わせた暮らし方を選択できる受け皿を、意識の面でも制度の面でも整備することで、ウェルビーイングな暮らしができる「選ばれる村」を目指している。

さらに、様々な価値観や暮らし方が融合することで新たなコミュニティの形成や強化とそれに伴う活動の活性化を促し、それらが地域活力向上の起爆剤となり、さらに新たなコミュニティや活動を生み出す好循環ができていくことを目指している。

3 業務内容

（1）たまかわくらし情報発信業務

ホームページやSNS等による情報発信を実施し、たまかわくらしの魅力を発信するとともに共感を生むことで、移住希望者等が次の行動（イベント参加、現地訪問等）へ移るための導線をつくる。

（ア）「たまかわくらし」ホームページ運営管理支援業務

【たまかわくらし】<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/akiya/>

本村で管理運営する「たまかわくらし」ホームページ（以下「ホームページ」という。）について、アクセス数や回遊性（滞在時間やサイト内ページ閲覧数等）の向上を図るため、情報の充実や定期的な更新を実施する。なお、原則CMSへの反映作業は本村の職員が実施するため、掲載に必要な文章や画像等を提供すること。

a) アクセス数や流入元等の分析及び回遊性等の改善

ホームページのアクセス数や流入元等の分析を行い、分析結果を元にアクセス数や回遊性を図る対応策を提案し、実施すること。

b) コラム記事の掲載

移住希望者等の求める情報や地域との関わりシロや暮らし方等に関するコラム記事を年間 10 本以上掲載すること。

b) たまかわくらしの声（移住者等インタビュー）

移住希望者等がそれぞれの「たまかわくらし」をイメージできるよう、住民（移住者を含む）のインタビュー記事を年間 3 本以上掲載すること。

(イ) SNS 管理業務

現在運用している下記 SNS の管理運用を行う。

a) たまかわくらし Instagram (@stay.tamakawa)

月 4 回以上の投稿を実施するとともに、年間でフォロワーの増加を図ること。なお、目標とするフォロワーの増加数や増加割合については、提案内容とともに提案書に明示すること。

b) たまかわくらし Facebook (staytamakawa)

上記 a) の Instagram と連動した情報発信及び Facebook の特性を生かした情報発信を行うこと。

c) 移住するなら玉川村 Youtube

(<https://www.youtube.com/channel/UCeThMjrwFINiyCSXN7LJghA>)

年間 3 本以上、たまかわくらしの魅力伝える動画を掲載し、チャンネル登録者数等の増加を目指すこと。なお、目標とするチャンネル登録者の増加数や増加割合については、提案内容とともに提案書に明示すること。

(ウ) 独自企画

- ・移住希望者等にたまかわくらしの魅力伝えられるような情報発信に係る独自企画を提案し、実施すること。
- ・提案に際しては、広報媒体、広報効果等を明確にした上で提案すること。

(2) 移住促進イベント実施業務

福島県やふるさと回帰支援センター等が実施する広域移住促進イベントに出展し、参加者を確保するとともに、イベント参加後のフォローを実施する。

(ア) 広域イベントへの出展

- ・以下に示す①～③のイベントに玉川村ブースを出展するため、各種手続きやブース運営等を行うこと。
- ・なお、以下に示す内容は現時点の情報であり、主催者都合等により変更になる可能性がある。
- ・イベント当日は村職員も出席し移住相談等に対応するが、受託事業者においてイベントに必要な人員を確保すること。
- ・イベントの申込、出展料の支払い等の各種事務手続きについては村と共同して実施すること。なお、出展料の支払い、イベントに必要な消耗品の購入、イベント当日の荷物運搬は受託事業者が実施する。
- ・玉川村ブースへの集客のための広報を実施し、目標ブース来場数を確保すること。
- ・イベント出展後は、ブース来場者の情報を一覧にするとともに、ブース来場者へのメール等によるフォローを行うこと。フォローについては、移住コーディネーター（地域おこし協力隊）を中心とし、村と共同で行うこと。

- ・各イベントにおいては、ブース来場者の確保の他、たまかわくらしSNSのフォロワーを増やす取組みやたまかわくらしホームページへの誘導を実施すること。
- ・ブース出展にあたっては、「玉川村」としての出展であることを十分に理解し、村とこまめな情報共有や打合せを実施すること。
- ・その他出展に付帯する業務を行うこと。

①東北移住&つながり大相談会

開催日	2025年7月13日（日）
開催場所	東京交通会館（東京都千代田区有楽町2丁目10-1）
出展料	66,000円（税込み）
概要	ふるさと回帰支援センターが主催する東北地域広域移住フェア 出展団体数：約70 （参考） https://www.furusato-web.jp/event-info/p146619/
来場者（2024年度）	約300組
目標ブース来場数	20組

②ふるさと回帰フェア2025

開催日	2025年9月20日（土）～21日（日）
開催場所	東京国際フォーラム（東京都千代田区丸の内3丁目5-1）
出展料	242,000円（税込み）※2日間出展
概要	国内最大級の移住フェア 出展団体数：約600 特産品等を販売するふるさとマルシェを同時開催 （参考） https://event.furusatokaiki.net/fair2024/
来場者（2024年度）	2万8,800人
目標ブース来場数	40組

③福島くらし&しごとフェア

開催日	2025年11月頃（日程調整中）
開催場所	東京交通会館（東京都千代田区有楽町2丁目10-1）
出展料	無料
概要	福島県が主催する移住フェア 出展団体数：約70 （参考） https://fukushima-kurashi-shigoto2024.jp/
来場者（2024年度）	約300組
目標ブース来場数	20組

（イ）イベント参加者へのフォロー

上記（ア）の参加者に対し、イベント後のフォローを実施し、次の行動につなげる契機づけとなる取組を提案し、実施すること。

（3）センター受け入れ体制の整備業務

(ア) センター専用回線（携帯電話）等の確保

主に移住希望者や相談者等に向けて、電話とインターネットを使用できる端末及び回線を確保すること。

専用回線への連絡対応については、移住コーディネーターの勤務状況等と調整の上、センターの営業時間は常時対応が可能な体制をとること。

端末は本事業完了後、村に帰属するものとする。

(イ) イベント参加者、相談者のとりまとめ・分析等

センターへの相談者や各種イベントの参加者等を一覧に取りまとめて、村と共同で管理すること。また、相談傾向等について、県や全国の傾向等と比較分析し、村の強みや他自治体との差別化等を図ること。

(4) スケジュール管理

- ・業務の実施にあたっては年間スケジュールを業務ごとに作成し、村の了解を受けた上で、定期的に村へ進捗報告を行いながら適切に進捗管理を行うこと。
- ・年間スケジュールについては、村と協議の上、適宜修正すること。

4 履行期間

事業完了日：2026年3月31日までとする。

5 成果品

事業報告書 1部

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

- ア 委託業務着手届
- イ 委託業務完了届
- ウ 実績報告書
- エ 上記5に示す事業成果品
- オ その他委託者が必要と認める書類等

7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

8 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

9 完了

本業務は、実績報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

10 その他

- ・本委託業務にあたり製作される成果物の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。